

(案)

「(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (静岡県区間)
環境影響評価方法書」に関する意見 (答申)

静岡県環境影響評価審査会

令和 6 年 月

はじめに

(仮称)浜松湖西豊橋道路(以下「本事業」という。)は、静岡県浜松市浜名区と愛知県豊橋市を結ぶ延長約26kmの高規格道路である。本事業により東名高速道路三ヶ日ジャンクションと愛知県豊橋市の三河港区域を相互に連絡するとともに、東名高速道路及び新東名高速道路、三遠南信自動車道及び名豊道路(一般国道23号)等と合わせて広域道路ネットワークを形成するものであり、地域間交流が促進され、物流交通の発展、災害時の円滑な救援活動等への寄与が期待されるところである。

一方で、本事業における都市計画対象道路事業実施区域(以下「事業実施区域」という。)及びその周辺は、優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図る浜名湖県立自然公園のほか、野生動物の保護を図る鳥獣保護区等に指定され、環境省のレッドリスト等に掲載されている絶滅のおそれのある貴重な動植物が生息、生育するとされている。その上、国指定特別天然記念物カモシカの生息域や県指定天然記念物トキワマンサクの北限群生地が存在する等、豊かな自然環境を有している。

また、本県の特産品の一つである「三ヶ日みかん」をはじめとした高品質のみかん栽培が、地域固有の豊かな自然環境の下で盛んに行われているとともに、みかん畑が地域の魅力的な景観資源の一つとなっている。加えて、浜名湖、丘陵、田園地帯及び遠州灘の沿岸等と一体となった美しい景観を形成しており、名勝「浜名湖」として、県内外から多くの人々が訪れ、親しまれている。

このほか、古代より信仰の対象となっている^{すやま}嵩山が存在し、多くの埋蔵文化財包蔵地等が集積するとともに、伝統的な祭礼行事や文化的な活動が受け継がれる地域である。

こうした地域固有の豊かな自然環境と伝統文化を含む良好な生活環境の保全が図られるよう、事業の計画段階から適切な環境影響評価が行われ、本事業の実施による影響の回避や最大限の低減を図ることを求める。

I 全般的事項

1 調査、予測及び評価の具体化等

方法書で示されている事業実施区域は1 km幅であり、調査方法についても具体的な記載がないことから、現状では方法書で選定された環境影響評価項目（以下「評価項目」という。）の妥当性を判断できる状況にない。このため、詳細なルートの位置及び道路構造等の事業計画の決定に当たっては、評価項目や評価項目ごとの調査地域、地点、期間等を具体化し、専門家の助言を踏まえて、適切な環境影響評価を実施するとともに、その検討過程や経緯を準備書に記載すること。

本事業による環境影響の回避又は十分な低減が見込まれない場合は、ルートの位置及び道路構造等について見直しを検討すること。

2 評価項目の追加

事業計画を具体的に検討する過程で、方法書で想定していない環境要素や、環境保全に配慮すべき事項等が明らかになった場合は、必要に応じて評価項目を追加し、調査、予測及び評価を実施すること。

3 最新の知見に基づく手法の採用

環境影響評価の実施に当たっては、道路事業において一般的に用いられる環境影響評価の技術手法等にとらわれず、環境DNA調査等の最新の科学的な知見に基づく手法の採用を検討すること。

4 地域住民への情報提供

事業実施区域及びその周辺には、学校、保育所、病院等の生活に必要な施設が存在し、本事業の実施により地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがある。このことから、地域住民や関係者に対して、積極的に情報を提供するとともに、寄せられた意見等に丁寧に対応すること。

II 個別事項

1 大気質

事業実施区域及びその周辺には、住居及び教育施設等が存在し、みかん畑等の農地が広がっていることから、建設機械の稼働や工事車両の通行及び供用後の自動車の走行に伴い発生する排気ガスや粉じん等については、周辺環境を考慮した上で、調査、予測及び評価を実施すること。その結果、必要に応じて道路構造の見直しや通気処理等による保全措置を検討し、大気質への影響を回避又は極力低減すること。

2 騒音・振動

建設機械の稼働や工事車両の通行及び供用後の自動車の走行により、騒音、振動が発生し、生活環境や自然環境に影響を及ぼすおそれがあることから、トンネル出入口やインターチェンジ設置位置等の具体的な事業計画の決定後に、適切な調査地点を選定すること。

3 水環境

(1) 水循環の特性を適切に踏まえた調査の実施

事業実施区域及びその周辺には、都田川水系の浜名湖、梅田北湿地をはじめとした浜名湖周辺湧水湿地群が存在している。工事の実施及びトンネル等の道路施設の存在により、河川の流量及び地下水に影響を及ぼすおそれがあることから、事業実施区域及びその周辺における水循環の特性を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を実施すること。

調査に当たっては、湧水地や湿地等の分布、農業用水を含む利水施設の使用状況等を踏まえた上で、河川の流量及び地下水の変化を適切に把握できる調査地点を選定するとともに、事業の着手前、工事の実施中、供用後における観測期間を十分に確保すること。

(2) 水質（水の濁り）

水の濁りに係る浮遊物質量や濁度の調査については、降雨の影響を大きく受けることから、天候等を勘案すること。

4 土地の安定性

土地の安定性については、方法書で評価項目に選定されていないが、事業実施区域及びその周辺には、土砂災害警戒区域や土石流危険渓流等に指定されている場所が存在することから、詳細なルート検討や盛土等の道路構造の具体化に合わせ、関係機関と調整し、土地の安定性に係る影響を低減するよう留意すること。

5 動物

(1) 動物の移動

事業実施区域は、サシバ等の猛禽類の渡りルートが含まれている可能性があり、加えて松見ヶ浦の水域を含む4つの鳥獣保護区を横断するように計画されているため、事業実施区域及びその周辺に生息する全ての動物について、行動圏の縮小に伴い遺伝子交流が妨げられ、種の存続に影響を及ぼすおそれがある。このことから、動物の移動については、冬眠及び越冬等に伴う爬虫類等の移動範囲のほか、季節により移動する動物の生息地、鳥類の渡り等も考慮した上で、専門家の助言を踏まえて、調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 調査に係る検討

動物の調査に当たっては、専門家や関係者の助言を踏まえて、必要に応じ第二種特定鳥獣管理計画等を参考にし、対象種の追加、調査の地点及び時期を検討し実施すること。また、環境DNAや録音機材を用いた調査等の最新の科学的な知見に基づく手法の採用を検討すること。

調査に伴いサンプルを採取した場合には、標本化して公共機関に提供する等、自然史情報の保存に配慮すること。

6 植物

工事の実施及び道路施設の存在により、トキワマンサクの北限群生地に影響を及ぼすおそれがあることから、専門家や関係者の助言を踏まえて、影響を回避し、具体的な措置を準備書に記載すること。

7 生態系

(1) 地域の注目種・群集

地域の注目種・群集については、専門家からの助言を踏まえて、上位性、典型性、特殊性の視点から、方法書における抽出方法を見直した上で、その具体的な検討過程や経緯を準備書に記載すること。

(2) 水循環等を考慮した調査、予測及び評価

事業実施区域及びその周辺は、浜名湖周辺湧水湿地群及び湖西連峰の森林等が存在する生態系の多様性が豊かな地域であるため、工事の実施及び道路施設の存在により、生態系に影響を及ぼすおそれがある。このことから、浜名湖西岸における河川や湿地等の水循環や森林範囲等を考慮した上で、調査、予測及び評価を実施すること。

8 景観

事業実施区域及びその周辺は、名勝「浜名湖」をはじめとした美しい自然景観を有するとともに、歴史的風致による文化的景観が色濃く残る地域であり、景観資源になっている。このため、専門家や関係者の助言を踏まえて、影響の回避又は低減を図るとともに、本事業で建設される道路構造物が周辺の景観と調和するよう配慮すること。

9 文化財

事業実施区域及びその周辺には、「西山古墳」等の文化財及び「嵩山古墳群」等の埋蔵文化財包蔵地が数多く存在し、未調査の古墳や窯跡があることから、工事の実施に伴い新たな文化財が発見される可能性がある。このため、関係者への丁寧なヒアリング等を行い文化財の保全を図ること。

10 人と自然との触れ合いの活動の場

湖西連峰ハイキングコースは、遠州灘、浜名湖、天竜川、三方原台地といった美しい眺望とともに史跡等が集積する文化的風土を有し、年間数万人が訪れるハイキング・トレッキングの名所である。このため、工事の実施及び道路施設の存在により、ハイキングコースの利用に影響を及ぼすおそれがあることから、利用者の多い時期を選定した上で、調査、予測及び評価を実施すること。

11 廃棄物等

建設発生土及び建設汚泥等の建設副産物については、発生量を削減し、環境負荷を極力低減すること。

また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再利用を図り、適正な処理を行うこと。

12 日照障害

事業実施区域及びその周辺には、住宅地、農地、林地等が存在し、道路施設の存在により日照が障害され、生活環境や農作物等に影響を及ぼすおそれがあることから、最新の土地利用及び地形の状況を的確に把握した上で、調査、予測及び評価を実施すること。